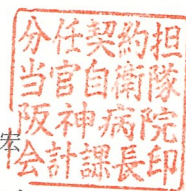


公 告

分任契約担当官
自衛隊阪神病院
会計課長 依田 康幸



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6RW410100450		6RW11AG0018 0001					
品名 または 件名							
川西（8）油分離槽清掃							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
阪神病			阪神病				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年12月18日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」は、自衛隊阪神病院Webサイトのサブメニューにある【入札・調達情報】のリンク先（<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/hosp/fin.html>）内及び自衛隊阪神病院会計課事務室に掲示する。なお、会計課事務室にて閲覧する場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く日の、08時30分から17時00分までとする。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年8月21日（金）10時30分 自衛隊阪神病院厚生棟会議室C

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停

止権者が認めた場合には、この限りでない。

- コ 令和7・8・9年度全庁統一資格「役務の提供等」D以上の資格を有する者で、競争参加地域「近畿」の資格を有する者であること。

(2) 入札関係資料の配布

入札資料は、下記に示す期間、自衛隊阪神病院会計課窓口においてメール等にて配布する。

令和8年7月30日(木)～令和8年8月20日(木)（土曜日曜祝日を除く0815～1200、1300～1700）

(3) 契約書の作成

ア 契約金額が100万円を超えない時は、作成を省略する場合がある。

イ 駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

(7) 基本契約条項

役務請負契約条項

(4) 特約条項

a 談合等の不正防止に関する特約条項

b 暴力団排除に関する特約条項

ウ 産業廃棄物処理委託契約書に基づく、別添「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書」を基準に作成する。

落札者は、産業廃棄物処理委託契約書（収集・運搬（兵庫県の許可証が必要）及び処分用）作成し、2部提出するものとする。

エ 細部の作成要領については、落札者に対して説明する。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(5) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(6) 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札の決定方式

ア 落札決定は総額決定とする。

イ 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

(8) その他

ア 郵便等による入札については、令和8年8月20日（木）17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を自衛隊阪神病院総務部会計課まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。

イ 電報・電話・FAX及び電子データ（メール）による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（8月20日（木）12時まで）に、別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し、資格審査分に必要な資格決定通知書の写し及び産業廃棄物収集運搬（兵庫県の許可証）の写しを提出すること。（FAX可）

エ 代表者以外での入札については、入札日時に委任状を提出すること。（様式随意）

オ 市価調査等依頼の場合は協力されたい。

カ 押印省略時の措置

入札書及び市価調査等の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、省略した場合には、入札書を除き電子メール等による提出ができるとともに、記載された連絡先には、必要に応じ、当方からご連絡させていただく場合がございます。

キ 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

ク 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

(ア)入札に関する事項

〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1番50号

自衛隊阪神病院 総務部会計課 担当：角川（すみかわ）

072-782-0001 内線(5052・5053) FAX072-759-7047（直通）

受付票等につきましてはメールアドレス又はFAXでお願いします。

fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(イ)仕様書に関する事項

自衛隊阪神病院 総務部管理課営繕班 担当 : 友口
072-782-0001 内線(5061)

仕 様 書

イ 火気を使用する場合は、あらかじめ監督官に許可を得た後に使用すること。

- (6) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとするが、時間変更が必要な場合は監督官と調整の上、決定すること。
- (7) 役務実施に際し、駐屯地内での喫煙は禁止とする。

6 提出書類

- (1) 写真 (完了後、速やかに)
※写真については、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、主要な作業段階の実施状況及び監督官の指示する箇所を撮影し、提出すること。
- (2) 産業廃棄物処理 (A～E票)
※産業廃棄物処理票【E票】は納期内に提出すること。
- (3) その他監督官が示すもの。

1 名 称： 川西 (8) 油分離槽清掃
2 場 所： 兵庫県川西市久代4丁目1-50 自衛隊阪神病院
3 期 間： 契約締結日 ～ 令和8年12月18日
4 概 要： 油分離槽清掃 1式
汚 泥 処 分 1式

5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書・図面に基つき実施する。
- (2) 役務実施に際し、仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、すべて監督官と協議すること。
- (3) 役務実施に際し、本仕様書等に記載無き事項といえども、実施上必要な作業等については、請負業者により良心的に実施すること。

(4) 現場管理・安全管理

- ア 請負者は、役務の実施によって部隊等の施設に対し、損害を与えた場合は、損害の事項に対し賠償すること。
- イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- ウ 現場は、常に整理整頓に心がけ、必要に応じ清掃等を実施すること。
- (5) 電気・水道及び火気等の使用について
ア 役務に必要な電気及び水についてはすべて有償とし、機器等の使用状況に応じて官側で算定する。

件名	川西 (8)	油	分	離	槽	清	掃
種別	仕 様	書	縮	尺	番	号	
自衛隊阪神病院総務部管理課	N	.	S	1	/	2	

7 特記事項

(1) 対象施設は、表に示すものとする。

表

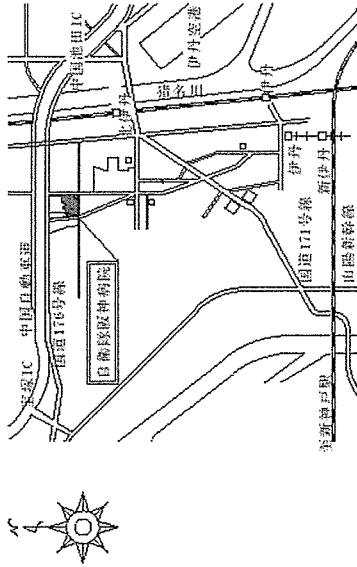
実施場所	寸	法	数	量	備考
洗車場	0.60×0.60×1.65		1	カ所	
ボイラー室南側	1.00×1.00×1.00		1	カ所	
	0.60×0.60×1.10		3	カ所	

※処分量目安：約 2,000L(過去実績)

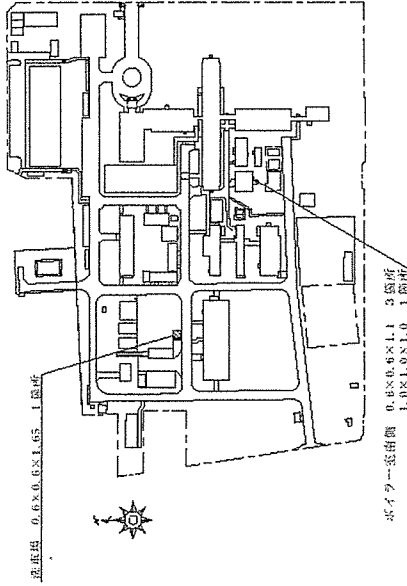
- (2) 清掃は底部沈殿汚泥をバキューム車により汲取り、高圧洗浄車により壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲取ること。
- (3) 汲取った汚泥及び油分を含む洗浄水は、適切に処分することとし、産業廃棄物処理票を提出すること。
- (4) 清掃時期は、10月～11月の間を目安に実施すること。

8 検査

作業終了後、検査官による検査を受け合格をもって完了とする。また、手直しが生じた場合は、手直し後に再検査を受け、合格をもって完了とする。



駐屯地案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

件名	川西 (8)	油	分	離	槽	清	掃
種別	仕様	書	縮	尺	番	号	
自衛隊阪神病院総務部管理課	N	.	S	2	/	2	

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書（基準）

排出事業者：_____（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業範囲：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価・金額は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : _____
 数 量 : _____
 単価（税抜） : _____

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種 類 : _____
 数 量 : _____
 単価（税抜） : _____

3 （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②のいずれかを選択すること。）

① 輸入 廃 棄 物 : 無

② 輸入 廃 棄 物 : 有 _____

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____

所 在 地 : _____

処 分 の 方 法 : _____

施設の処理能力 : _____

5. （最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. （収集・運搬過程における積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____ 提示する時期又は回数：_____

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB 2票、B 4票、B 6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 乙は、受託業務が終了したときは、処分料金を〇〇〇〇株式会社に請求することができる。
- 2 甲は、産業廃棄物管理表の写しで処分を確認後、処分料金を支払うものとする。
- 3 甲が、委託する産業廃棄物の収集運搬及び処分料金は、甲の負担とする。
- 4 委託処分料金の額が経済情勢の変化、その他の理由により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - （1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行

する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協 議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの間とする。

第15条（特約条項）

談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付す。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

分任契約担当官

甲 自衛隊阪神病院
会計課長

〇 〇 〇 〇 印

乙

印

競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	川西（８）油分離槽清掃	入札日時	令和８年８月２１日 1030
担当者・責任者等	住所	責任者（役職・氏名等） (電 話 :) (FAX :)	
	会社名	担当者役職・氏名等) (電 話 :) (FAX :)	
	(E-mail :)		
	*アドレスは、f a xで字が潰れ判読が困難な事がありますので大きく記載をお願いします。		
	※名刺を頂戴することで、この欄の記載を省略することができます。 ※資格決定通知書（全省庁統一参加資格書）も併せて提出してください。（コピー可） ※郵送等での参加で入札に実際参加されない場合には委任状は不要です。		
入札の参加方法として予定しているものに○を付けてください。（実際の参加方法が変わった場合は一報をお願いします。） 郵便等（入札会場に参加せずに入札書事前提出） 入札日時に来場			

官側使用欄	資格決定通知書の受領の有無	有	無
	その他提出書類の受領の有無	有	無
	郵便入札受領の有無	有	無
	委任状受領の有無	有	無
	備考		